

㊦ 政策目標5-1：内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

関税率の設定・関税制度の改善等には、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあわせて、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回、第170回国会 総理大臣所信表明演説

第169回、第171回国会 総理大臣施政方針演説

第169回国会 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成20年1月18日閣議決定）

平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成21年1月19日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成20年1月18日閣議決定）

新経済成長戦略のフォローアップと改訂（平成20年9月19日閣議決定）

経済財政の中長期方針と10年展望（平成21年1月19日閣議決定）

アジア・ゲートウェイ構想（平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議決定）

知的財産推進計画2007（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定）

知的財産推進計画2008（平成20年6月18日知的財産戦略本部決定）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定、平成19年6月19日改定、平成20年6月27日改定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-1-1：適切な関税改正の実施

4. 平成20年度の事務運営の報告

㊦ 業績目標 5-1-1：適切な関税改正の実施

[平成20年度実施計画]

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、平成20年度においても、この基本的な考え方に基づいて関税改正等の検討を行ってまいります。

各年度における関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の要望や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行ってまいります。また、関係省庁から提出される関税改正要望について、その政策目標・効果等を踏まえ、個々の措置に応じた検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図ってまいります。

更に、学識経験者、産業界や消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会に諮り、同審議会での調査、審議を経た答申を踏まえて関税改正を行っており、平成20年度においても、これらの取組を着実に実施します。

〔事務運営の報告〕

- ① 米国の同時多発テロを契機に、サプライチェーン全体で貨物のセキュリティ管理を図ることの重要性が世界的に再認識され、コンプライアンスの体制が整備された事業者に対する国際的な相互承認も視野に入れた新たな制度構築が各国・地域で検討されている中で、我が国においても、これまで順次導入してきたAEO（認定事業者）制度について制度利用者の一層の拡大を目指すべきとの内容を含む「貿易手続改革プログラム」の改訂版が、平成20年8月に取りまとめられました。

「貿易手続改革プログラム」の改訂版に盛り込まれた項目については、財務省としても「AEO推進官民協議会」（注）等の場において経済界や関係業界からの意見の聴取を行い国民のニーズの的確な把握に努めつつ、その実施に努めるとともに、法改正が必要な製造者に係るAEO制度の創設については平成21年度関税改正に盛り込みました。

（注）財務省、経済産業省、国土交通省、外務省の関係省庁及び民間団体が、我が国におけるAEO制度の構築等について検討を行うため、平成19年6月設置。平成20年度中には4回開催し、AEO制度の構築等について検討を行った。

- ② 関税率やその他の関税制度の改正事務については、まず、関係省庁から提出される関税改正要望において、要望する措置の効果等に関して記載を求めることにより関係省庁の政策評価結果の適切な活用に努めるとともに、平成20年9月から要望のあった措置の適否を判断するため、関係省庁からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴取を行いました。
- ③ 平成20年4月から、我が国における特殊関税の発動事例等を踏まえ、我が国の特殊関税制度について専門家による検討を行うため、「特殊関税制度に関するワーキンググループ」が設置され、専門的で深度のある議論が行われました。同ワーキンググループは、国際経済法・行政学といった関連する学界の専門家等をその委員として、7ヶ月の間、計6回にわたり議論を重ね、その報告書を取りまとめました。
- ④ 以上、それぞれの検討結果については、関税・外国為替等審議会に報告され、平成21年度における関税率や関税制度の改正の方向性について審議が行われ、平成20年12月12日に財務大臣に対して、改正内容が答申されました。

- ⑤ 本答申を踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、平成21年1月27日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月31日に成立、公布され、一部を除き同年4月1日から施行されています。

平成21年度関税改正を行う観点には以下の通りです。

イ 税関における水際取締りの充実・強化

近時発生した犯罪事例への対応の必要性、近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、国民生活の安全・安心を確保するため、税関における水際取締りの充実・強化に係る制度の見直しを行いました。

ロ 国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、AEO制度を推進することが国際的な潮流となっている中、我が国においてもこれまでAEO制度の対象を拡大してきたところですが、自ら輸出申告を行わない製造者については、その対象とされていない状況にあったことから、サプライチェーン全体にわたるAEO制度の構築を完結させるため、その対象者を製造者へ拡大しました。

ハ 内外の経済情勢の変化等への対応

個別品目の関税率の設定については、個々の品目毎に、国内産業の保護の必要性や国内需要者のニーズ、消費者への影響等を勘案しつつ、社会・経済情勢の変化を踏まえて、必要な見直しを行いました。

- ⑥ また、特殊関税制度・手続の見直しについては、平成20年12月の特殊関税制度に関するワーキンググループの報告書及び関税・外国為替等審議会答申を受け、濫用防止や規律強化の必要性和、今後の我が国における発動事案増加の可能性の双方の立場を視野に入れつつ、国民経済全体としてバランスの取れた制度運営を図る観点から、関連する政令及びガイドラインの改正を行いました（施行日は4月1日）。

平成21年度関税改正の具体的内容

① 税関における水際取締りの充実・強化

- イ 偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加しました。
ロ 保税蔵置場(外国貨物を置くこと等ができる場所)等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加しました。

② 国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充

AEO制度(国際貿易における安全確保と円滑化を図る通関手続の特例制度)の対象に、貨物のセキュリティ管理と法令遵守に優れた製造者を追加しました。

③ 特殊関税の制度・手続の見直し

不当廉売関税等の特殊関税制度について、調査の迅速化、手続の透明性の向上等のための見直しを行いました。例えば、課税の求めや調査開始の手続等について明確化を行うとともに、証拠を提出する際の提出様式や調査当局から利害関係者に送付される質問状の標準様式の作成、課税の求めの提出書面の作成の手引きの改訂等を行いました。

④ 個別品目の関税率等の改正

けんぼうし 絹紡糸及びけんぼうちゆうし 絹紡紬糸の基本税率を無税としました。

⑤ 暫定税率等の適用期限の延長等

暫定税率(415品目)等の適用期限を平成21年度末まで延長しました。
牛肉に係る緊急措置の特例措置を平成21年度末まで延長しました。

業績目標 5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

[平成20年度実施計画]

特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害への対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。

なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしており、平成20年度においても、これらの取組を着実に実施します。

[事務運営の報告]

特殊関税制度は、不公正な貿易取引や輸入の急増等特別な事情がある場合に、供給国・供給者等を指定して、通常の関税のほかに割増関税を賦課する制度の総称で、不当廉売された輸入貨物に対して課す「不当廉売関税（ダンピング防止税）」、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するために課す「報復関税」、外国政府による補助金付きの輸入貨物に対して課す「相殺関税」、予期しなかった輸入の増加に対処するため、当該輸入増加品目に対して課す「緊急関税（セーフガード）」があります。

平成19年4月27日より調査を開始した南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンをに係る不当廉売関税の課税については、平成20年6月14日より暫定措置を、同年9月1日より確定措置を発動しました。また、米国バード修正条項に対する報復関税の適用期限については、同年9月1日に、課税対象品目及び税率を変更すると共に3度目の延長を行いました。さらに韓国ハイニクス社製DRAM（ダイナミックランダムアクセスメモリー）に対する相殺関税については、同年9月1日に、WTO是正勧告を受けて相殺関税率を引下げ、その後、韓国ハイニクス社から当該相殺関税廃止の求めが提出されたことから、同年10月15日、補助金に関する見直し調査を開始しました。（当該調査の結果、補助金による利益がなくなっており、所期の目的が達成されたことから、平成21年4月23日、当該相殺関税を廃止することとしました。）

① 南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンをに係る不当廉売関税

平成19年4月27日より調査を開始した不当廉売関税については、調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実、損害等の事実が推定され、国内産業を保護するため必要があると認められたことから、平成20年6月14日より暫定的な不当廉売関税を課税することとしました。その後の調査の結果、不当廉売された貨物の輸入の事実、損害等の事実があり、国内当該産業を保護するため必要があると認められたため、同年9月1日より5年間不当廉売関税を課税することとしました。

② 米国バード修正条項に対する報復関税

バード修正条項（1930年関税法を修正する条項）は、ダンピング防止税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、ダンピング又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律です。本条項は、ダンピング防止税の賦課に加え、米国の競争相手企業に対して税収を分配するものであるため、ダンピング防止税の賦課等の対象と

なっている輸出者にとって二重の打撃を与えるとともに、米国におけるダンピング防止税の賦課の提訴を助長する性質を持つものであり、平成15年1月にWTO協定違反が確定しています。我が国は平成16年1月、WTOに対抗措置の申請を行い、同年11月、米国バード修正条項に対して対抗措置をとることについてWTOの承認を受けたことから、平成17年9月1日、同国から輸入される玉軸受（ボールベアリング）等15品目につき報復関税を発動しました。

その後、平成18年2月8日に米国において、同条項を廃止する規定を含む法律が成立しましたが、当該法律では、平成19年10月1日より前の通関で納められた税収については引き続き同条項に基づく分配を行うこととされ、その後も依然として米国においてWTO協定違反の状態を是正する措置がとられていないことから、平成18年9月1日及び平成19年9月1日に対抗措置を1年延長することとしました。

平成20年9月1日には、WTO協定違反とされた分配が引き続き継続していることから、対抗措置をさらに1年間延長しました。その際、直近の分配額が前年度の約3分の1に減少していたことから、報復関税の対象品目を2品目（玉軸受及び円すいころ軸受）に絞込み、税率を15%から10.6%に変更しました。

（注）本件については、EU及びカナダが平成17年5月から、メキシコが同年8月からそれぞれ対抗措置を発動し、このうちEUは平成20年においても対抗措置を延長しました。

③ 韓国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税

我が国は、平成13年及び平成14年の韓国におけるハイニックス社支援措置について補助金であるとの認定を行いました。この補助金のついたハイニックス社製DRAMの輸入により国内産業は市場占拠率が低下し、国産品価格が下落するなどの損害があり、当該産業を保護する必要があることから、平成18年1月27日より韓国ハイニックス社製DRAMについて、相殺関税を課税していますが、平成19年12月17日、WTOより韓国政府の指示によりハイニックス社支援措置は行われたと認められたものの、補助金額の算定や補助金利益の有無については説明が十分ではなく、また、補助金配分期間終了後の新規の相殺関税賦課が不相当と指摘され、WTO協定に整合的にするように是正勧告が出されました。これを受け、平成20年1月31日、当該是正勧告を実施するための再調査を開始し、同年9月1日に、WTO是正勧告を実施するため税率を27.2%から9.1%に引下げました。さらに韓国ハイニックス社から、既に同社に対する補助金利益が消滅しているとして当該相殺関税廃止の求めが提出されたことから、同年10月15日、補助金に関する見直し調査を開始しました。（当該調査の結果、補助金による利益がなくなっており、所期の目的が達成されたことから、平成21年4月23日、当該相殺関税を廃止することとしました。）

【事務運営プロセスの改善に係る取組】

- (1) 平成21年度関税改正に当たって、関係省庁の要望に係る検討をより効果的・効率的に行うため、要望を受け付ける際には、一覧的・統一的に関税措置の必要性等に係る客観的情報、政策分析等の提示を求めるとともに、関係省庁との協議の際、それらの資料の

十分な活用に努め、その結果を適切に関税改正に反映するなど、効率的な事務運営に努めました。

- (2) 特殊関税制度の運用に当たって、関係省庁間で綿密な連携をとりながら公正な調査を進めるとともに、関税・外国為替等審議会に諮問や報告を行うことによって、透明かつ公平・適正な運用に努めました。

政策目標に係る予算額：平成20年度予算額：1,416百万円[19年度予算額：633百万円]

当該予算は、関税制度等の企画及び立案や、関税率及び関税制度の改正等の基礎データとなる外国貿易統計等を作成するための貿易統計システムの開発・運用等に係る経費です。平成20年度予算の主な増要因は、貿易統計システムの更新に係る経費によるものです。

5. 平成19年度政策評価結果の政策への反映状況

- (1) 関税率や関税制度の改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係省庁より提出された改正要望について、要望省庁から措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関連省庁とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を反映させるよう適切に対応しました。

また、これらの過程において、経済団体等を含め広く国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、あわせて内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。

- (2) 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正な運用を行いました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 平成20年の我が国の貿易動向

総合目標 5 6. (5) (P102) 参照。

○参考指標 総5-6：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（P103に掲載）

(2) 輸出許可件数及び輸入許可・承認件数

平成19年までは年々増加する傾向で推移していましたが、平成20年の実績は、同年夏以降の経済金融情勢の悪化の影響を受け、輸出許可件数が7年ぶりに減少に転じています。

○参考指標 5-1-1：輸出入許可・承認件数の推移（単位：万件）

	平成16年	17年	18年	19年	20年
輸出許可件数	1,354	1,413	1,474	1,507	1,458
輸入許可・承認件数	1,599	1,704	1,753	1,767	1,790

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸出許可件数には、積戻し(本邦に到着し、輸入許可を受けていない貨物を本邦から送り戻す)の件数を含む。

(注2) 輸入許可・承認件数には、蔵入承認(保税蔵置場に3か月を超えて外国貨物を置く場合の承認)、移入承認(保税工場に3か月を超えて外国貨物を置こうとする場合等の承認)、総保入承認(総合保税地域に3か月を超えて外国貨物を置こうとする場合等の承認)及び輸入許可前引取承認(輸入申告の後輸入許可前に貨物を引き取る場合の承認)を含む。

(3) 関税負担率の推移とその国際比較

総合目標5 6. (6) (P103) 参照。

○参考指標 総5-7：関税負担率の推移とその国際比較 (P104に掲載)

(4) 国定税率と協定税率

関税率には国内法に規定されている税率(国定税率)とWTO協定に規定されている税率(協定税率)があります。国定税率は更に関税定率法に基づく基本税率と関税暫定措置法に基づく暫定税率に区分されます(特惠関税については後述(5)参照)。暫定税率は基本税率に優先して適用されます。国定税率と協定税率の適用関係については、国定税率と協定税率のうちいずれか低い方の税率が適用されます。実行税目数は、こうした結果、実際に適用される実行税率の税目数です。

WTO協定上、上記の税率は、WTO全加盟国・地域からの産品に対し等しく適用されます(最恵国待遇)が、その例外として、EPA(経済連携協定)を締結した相手国からの産品のみを対象とした税率の適用が認められています。EPAでは、通常、最恵国待遇による実行税率より低い税率が規定されており、上記の国定税率及び協定税率に優先して、その税率が適用されます。なお、発効済みEPAの相手国・地域は、シンガポール(平成14年11月発効、平成19年9月改正議定書発効)、メキシコ(平成17年4月発効)、マレーシア(平成18年7月発効)、チリ(平成19年9月発効)、タイ(平成19年11月発効)、インドネシア(平成20年7月発効)、ブルネイ(平成20年7月発効)、ASEAN(東南アジア諸国連合)全体(平成20年12月発効)及びフィリピン(平成20年12月発効)です。更に、署名済みEPAの相手国は、ベトナム(平成20年12月署名)及びスイス(平成21年2月署名)です。

○参考指標 5-1-2：設定税目数及び実行税目数の推移

(単位：税目数)

			平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
設定 税目 数	国定 税率	基本税率	7,159	7,159	7,161	7,022	7,022
		暫定税率	437	436	431	427	427
	協定税率		7,550	7,550	7,550	7,550	7,550
実行税目数			7,284	7,284	7,281	7,187	7,188

(出所) 関税局関税課調

(注1) 関税定率法、関税暫定措置法及びWTO協定に基づき、それぞれ設定された基本税率、暫定税率、協定税率の税目数並びに実行税率税目数。

(注2) 19年度の「実行税目数」については、精査の結果、平成19年度評価書の数字とは異なっている。

(5) 特惠関税制度

特惠関税制度は、開発途上国の経済発展を促進する観点から、開発途上国からの輸入品に対して通常より低い税率を適用する制度で、平成21年4月現在140か国14地域が特惠関税制度の対象となっています。後発開発途上国（LDC）に対しては一般の特惠関税制度対象品目に加え、LDCのみを対象とする品目について、無税・無枠の便益を供与しています。

○参考指標 5-1-3：特惠関税を適用した輸入額 (単位：億円)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
輸 入 額	18,987	20,989	22,659	23,912	20,775

(出所) 関税局関税課調

(注) 確定値による（平成20年度の1－3月分は確報値）。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標 5-1 内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標 5-1-1 適切な関税改正の実施

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標 5-1-2 特殊関税制度の適正な運用

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 関税率や関税制度の改正については、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関税改正要望について要望省庁からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を反映させるよう、適切に対応する必要があると考えます。

また、今後とも、政策評価の関税改正への活用を図る観点から、官民の検討の場における議論等を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、検討に当たっては、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行い、毎年度の関税改正作業を行っていくことが必要であると考えます。

② 特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害への対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用する必要があると考えます。

(3) 平成22年度予算要求等への反映

最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ、適切な関税率の設定及び特殊関税、特惠関税等の関税制度の改善とその適正な運営を図り、所要の関税改正を行うなど、関税制度等の企画及び立案に必要な経費の確保に努めます。